

# 十日町市物品入札参加資格審査申請書記載要領

令和3年12月 十日町市

下記要領に従って審査申請書及び添付資料を作成し、提出してください。

令和4年1月4日以降、全ての提出書類への押印は不要とします。ただし、添付書類である証明の申請にあたり、証明者から申請様式への押印（申請者印）を求められた場合は、指示に従ってください。

## 1. 入札参加資格審査申請の全般的共通事項

【受付期間】令和4年1月4日（火）～令和4年1月31日（月）

※郵送の場合、令和4年1月31日消印有効

【資格有効期間】令和4年4月1日～令和6年3月31日

【審査基準日】令和3年12月31日

※各様式とも審査基準日現在の内容で記載してください。添付書類もできるだけ審査基準日現在又は直近の状態（原則6か月以内）が確認できるものを提出してください。

- 【申請方法】(1) 入札参加を希望する業務ごとに、指定された様式で添付書類を沿えて申請してください。提出部数は各1部とします。
- (2) 提出方法は直接提出のほか郵送や宅配などいずれの方法でも構いません。
- (3) 申請書類はクリップやダブルクリップ等で留め、下記に指定の「個別フォルダー」(※下記参照)を同封して提出してください。ファイルに綴ったりホチキスで留めたりする必要はありません。

### ■申請書類に同封する個別フォルダーの指定について

種類・品名	個別フォルダー A4-IF
規格・品質	JIS（日本工業規格）S 5506 に適合するまたは同等の性能を有するもの
指定色	建設工事…黄・クリーム系、建設コンサル…青・緑系、 物品…赤・桃系

※個別フォルダーのメーカーは問いません。

※個別フォルダーの入手が困難な場合等は郵便切手で代用可能とします。

未使用の郵便切手 84 円分を同封してください。

※フラットファイルとは異なりますのでご注意ください。

※個別フォルダのインデックス(見出し)に会社名の表示は必要ありません。

【参加資格付与】入札参加資格を承認した場合は、入札参加資格者名簿に登載するとともに、名簿をホームページにて公開しますので、確認をお願いします。(令和4年3月中旬公開予定)

- 【その他】(1) 役務の提供のみの業務については、入札参加資格審査の制度を設けていないため、申請の必要はありません。
- (2) 受付期間を過ぎての申請は、理由を問わず認めませんのでご注意ください。
- (3) 随時申請は令和4年4月1日以降に受け付けます。
- (4) 控えのための申請書類のコピーはあらかじめ取っておくようにしてください。当方では申請書類のコピーはおこないません。
- (5) 当市の受付印を押印したハガキ等の返信を希望する場合は、申請者側で返信先等必要事項をすべて記載したハガキ等を用意してください。
- (6) 書類不備があった場合の連絡は原則として FAX 又は電話で行います。

## 2. 提出書類及び各様式の記載要領

- ・下記①～⑦の書類の提出が必要です。 **注 ①-2、②、⑤は該当者のみ**
- ・各様式とも審査基準日現在（令和3年12月31日）の内容で記載してください。

### ① 物品入札参加資格審査申請書（様式第1号）

#### (1) 申請者名称等について

- ・商号又は名称は、会社名又は屋号等を記載してください。
- ・氏名（代表者氏名）は、個人の場合は経営者の氏名、法人の場合は代表者の役職・氏名を記載してください。
- ・メールアドレスは必須ですので、必ず記載してください。

#### (2) 「希望する営業品目」欄について

- ・入札参加を希望する営業品目のコード番号（大分類コード+小分類コード）を「コード番号」欄に希望順位（第8位まで）をつけて記載してください。（コード番号は「別記1 営業種目表」を参照してください。）
- ・主な取扱品目を具体的に「取扱可能品目」欄に記載してください。

※営業種目表について平成26年度より一部・変更修正を行っておりますので、ご注意ください（コード1-3「オフィス家具」の追加など）。

### ① -1 営業概要（別紙1）

#### (1) 「創業及び職員数」欄について

- ・審査基準日現在の常勤職員数を記載してください。
- ・「常勤職員数」とは、法人の場合は常勤役員の数を含めた数を、個人の場合は事業主を含めた数を、組合の場合は組合の役職員と組合員の常勤職員との合計数を記載してください。

#### (2) 「新潟県内の営業所」欄について

- ・新潟県内における営業所（支社、支店を含む）を記載してください。

#### (3) 「営業許可等」欄について

- ・希望する営業種目が法令に基づく営業に関する許可、登録、認可及び届出等を必要とする場合に記載してください。（例：揮発油販売業登録）

#### (4) 「契約実績」欄について

- ・審査基準日の直前2年間における官公庁との契約で主なものを記載してください。

### ① -2 主な機械器具設備保有状況（別紙2）

- ・印刷類を申請する業者のみ記載のうえ、ご提出ください。印刷類を申請する業者で機械器具設備を保有していない場合も提出が必要です。「主な機械器具設備保有状況（別紙2）」に「該当なし」等の記載をし、提出してください。

### ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・法人のみ必要（写し可）

### ③ 納税証明書

- ・直前の営業年度に係る納税証明書 (未納がないことが確認できるもの) で次に該当するものを提出してください。

#### ア 市内に営業所を有する者

- ・十日町市の納税証明書で未納がない証明 (写し可)

⇒ 「納税証明請求書」(様式第 50 の 2) で十日町市役所税務課に請求してください。また、窓口で事業主以外の方が証明書を請求する場合には、納税証明請求用の委任状を持参してください。

- ・消費税及び地方消費税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの (写し可)

⇒ 法人用は納税証明書「その 3 の 3」を、個人用は納税証明書「その 3 の 2」を税務署に請求してください。

#### イ 市内に営業所を有しない者

- ・法人税又は所得税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの (写し可)

- ・消費税及び地方消費税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの (写し可)

⇒ 法人用は納税証明書「その 3 の 3」を、個人用は納税証明書「その 3 の 2」を税務署に請求してください。

※納税証明書「その 3 の 2」や「その 3 の 3」は電子納税証明書を印刷したものでも可

### ④ 財務諸表 (写し)

- ・法人の場合・・・直近の決算書 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)
- ・個人の場合・・・直近の確定申告書 (青色申告書等)

### ⑤ 委任状 (様式第 5 号)

- ・営業所等の職員に入札及び契約等の全権を委任している場合は、委任する事項、委任期間及び受任者を記載した委任状を提出してください。

### ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書

### ⑦ FAX 送信票

- ・申請書類に不備があった場合の連絡に使用します。商号又は名称・部署名、FAX 番号、担当者の氏名を記入し、原則として全業者が提出してください。

### 3. 提出書類一覧表

提出書類		市内業者		市外業者	
		法人	個人	法人	個人
1	物品入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	○	○
	営業概要(別紙1)	○	○	○	○
	主な機械器具設備保有状況(別紙2)	印刷類申請の場合のみ	印刷類申請の場合のみ	印刷類申請の場合のみ	印刷類申請の場合のみ
2	身分証明等	登記事項 証明書		登記事項 証明書	
3	納税証明書	市税納税 証明書	市税納税 証明書	法人税 納税証明書	所得税 納税証明書
	消費税及び地方消費税納税証明書 ※消費税の課税業者のみ	○ 「その3の3」	○ 「その3の2」	○ 「その3の3」	○ 「その3の2」
4	財務諸表	貸借対照表 損益計算書	青色申告書	貸借対照表 損益計算書	青色申告書
5	委任状(様式第5号) ※営業所等に委任する場合のみ	△		△	
6	暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	○
7	FAX送信票	○	○	○	○
8	個別フォルダー(赤・桃)又は 切手84円分	○	○	○	○

※○は提出必須、△は該当者のみ提出

### 4. 変更等の届出について

#### (1) 申請書類の変更届について

物品入札参加資格審査申請書を提出後、同申請書及び同申請書の添付書類に記載した事項について変更があったときは、20日以内に資格審査申請書記載事項変更届(様式第3号)に関係書類(注1)を添付して提出してください。

注1 商号又は名称、営業所の名称、所在地、法人の代表者の氏名に変更があったときは、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を、代理人の氏名に変更があった場合は委任状(様式第5号)を添付してください。

#### (2) 廃業の届出について

参加資格者が解散又は廃業したときは、廃業届(様式第4号)を20日以内に提出してください。

### 5. お問い合わせ先、提出先

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
十日町市役所 財政課契約検査係  
電話 025-757-3114(直通) Fax 025-752-4635  
e-mail keiyaku-zaisei@city.tokamachi.niigata.jp